

山口県印刷物最低制限価格制度実施要領

1 趣旨

この要領は、山口県が発注する印刷物の製造請負契約の締結にあたり、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第156条（規則第165条において準用する場合を含む。）の規定に基づく「最低制限価格」制度の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる印刷物

最低制限価格制度の対象となる印刷物は、一般競争入札又は指名競争入札により発注するもののうち、予定価格が50万円を超えるもの（但し、政府調達協定の適用を受けるものを除く。）とする。

3 最低制限価格の設定

- (1) 契約担当者は、予定価格積算内訳のうち、消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた当該業務を実施するために直接必要な経費（DTP制作料、刷版料、印刷料及び加工料（仕分料・配送料を含む。）の合計額に100分の65を乗じ、これに用紙代を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））により、最低制限価格を設定するものとする。
- (2) 契約担当者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格決定調書に当該最低制限価格を記載するものとする。

4 入札参加者への周知

契約担当者は、入札公告又は入札説明書等に明記する等により、当該入札においては最低制限価格を設定していること及び最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者とならないことを入札執行前に入札参加者へ周知するものとする。

5 落札者の決定

最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 その他

最低制限価格を設定することが不相当と認める場合には、最低制限価格を設定しないことができる。

附 則

この要領は、平成25年1月23日から施行する。